

杨木県公報

平成27年 12月1日(火) 第2738号

	目	次	
	告	示	
○保安林皆伐面積の許容限度の公表	•••••		979
○地籍調査事業計画の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•••••	
○道路の区域の変更		•••••	
	公	告	
○県政功労者の表彰			
○公共測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•••••	983
○同·····			
○同·····			
○基本測量の終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
			_
	告	示	1

栃木県告示第551号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定に基づき、平成27年度における保安林及び 保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

				立木伐採	面積の許	容限度(単位ha)	
森林計画区名	単 位 区域名	市郡町村名	水源涵養保安林	土砂流 出防備 保安林	防風保 安林	干害防 備保安 林	保健保 安林	計
那珂川	大田原 地 区	大田原市 (狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。)、那須塩原市(塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、蟇沼、折戸、上横林、及び接骨木を除く。)及び那須郡那須町	439.69	52.65	0.10			492.44
同	那珂川 中流地 区	大田原市(狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。)、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	279.51	118.80		6.74	2.00	407.05
		矢板市、那須塩原市(塩原、 中塩原、上塩原、湯本塩原、 関谷、金沢、宇都野、下大						

那珂川鬼怒川	矢板地 区	貫、上大貫、高阿津、下田 野、遅野沢、蟇沼、折戸、上 横林、横林及び接骨木に限 る。)、さくら市及び塩谷郡	475.10	114.18	1.14	0.96	591.3
鬼怒川	鬼怒川中流地区	宇都宮市、真岡市、下野市 (薬師寺、成田、谷地賀、 下文狹、田中、仁良川、町田、 祇園一丁目、祇園二丁目、祇園 三丁目、祇園四丁目、祇園 五丁目、緑一丁目、緑四丁目、紙園 五丁目、緑一丁目、緑四丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑三丁目、緑四丁目、北東 田、緑三丁目、緑四丁目、北京 三丁目、緑四丁目、北京 田、井野山、下野山、東根、田、上野山、下坪山、東根、 で延島に限る。)、河内郡上三川町及び芳賀郡(茂木町を除 く。)	38.49	30.88		13.06	82.4
间	今市地	日町間の大海清清一丁中野丹東川尾尾町尾尾町砂下の大海清流町里光川小、、足尾町町町町の原、では、町石町上町町町の大海清清で、一町で、大田町では、町稲の田の大田の大田の大田の一川の町で、大田の一川の一川の一川の一川の一川の一川の一川の一川の一川の一川の一川の一川の一川の	1,095.54	147.92			1,243.
		日光市(上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、稲荷町三丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉					

1			1	1	ı		I
闰	日光地区	町、宝殿、安川町、広町町、本町、大東垣面、花石町町、花石町町、花石町町、清滝安良沢町、清滝安良沢町、清滝で東京、清滝で、大東部の代町、清滝市町、清滝町町、清滝町町、清滝町町、清滝町町、清滝町町、清滝町町、清滝町	292.00	148.07			440.0
鬼怒川	足尾地区	日光市(足尾町本山、足尾町 愛宕下、足尾町赤倉、足尾町 南橋、足尾町深沢、足尾町上 間藤、足尾町上の平、足尾町 下間藤、足尾町掛水、足尾町 向原、足尾町赤沢、足尾町松 原、足尾町通洞、足尾町砂 畑、足尾町中才、足尾町遠下 及び足尾町に限る。)	199.72	42.28			242.0
渡良瀬川	黒川~ 小倉川 地区	栃木市(西方町金井、西方町 金崎、西方町本郷、西方町本 城、西方町真名子及び西方町 元に限る。)及び鹿沼市	760.66	148.51			909.1
围	佐野地区	足利市、市 市、市 市、市 市、市 市、市 市、市 市、市 市、市					
		郡	375.32	125.82		0.61	501.7

(森林整備課)

栃木県告示第552号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画を定め

たので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。 平成27年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

					1111	ш			
調査を行う者の名称	調	査	地	域		調	査 其	月	間
宇都宮市	Ⅱ、中里原Ⅴ	うち屋板Ⅳ、東橋 WI・金田Ⅲ、宝フ ・下横田Ⅰ、下反	★Ⅲ・駒生Ⅲ、	宝木Ⅳ・	駒生				
佐野市	佐野市のうち	· 植上I地区							
日光市	日光市のうち	5中三依Ⅱ及び和	泉Ⅳ地区						
小山市	小山市のうち	5羽川VI、栗宮 I	及び粟宮Ⅱ地	区					
大田原市	大田原市のう 向町Ⅱ地区	うち大豆田Ⅱ・黒	羽向町I及び	大豆田皿・	黒羽				
矢板市	矢板市のうち	5土屋IV及び乙畑	VI地区						
那須塩原市	那須塩原市の 野 I 地区)うち三本木、沼	野田和I・木	曽畑中及び	下中				
さくら市	さくら市のう 区	うち馬場Ⅰ、押上	I、蒲須坂 I	及び長久係	RI地	平成27	′年4月	13日	から
那須烏山市	福岡Ⅱ、田野倉V、大金Ⅰ	Dうち大里 I 、大 予倉 I 、田野倉 II [・大金 II 、八ヶ V・白久 I 、興野	・田野倉Ⅲ、 代Ⅰ、八ヶ代	田野倉Ⅳ・ Ⅱ、東原・	田野 小河				
下野市	下野市のうち	ら小金井Ⅳ、小金	井V及び石橋	南部地区					
上三川町		うち磯岡Ⅱ・西洋 及び鞘堂Ⅰ地区	干Ⅰ、西汗Ⅱ、	大山Ⅱ、	三村	平成28	3年3月	31日	まで
益子町		5大郷戸、山本 I r 内、小泉 I 、小			ZΙ,				
茂木町	茂木町のうち	5山内Ⅳ、深沢 I	及び町田・千	本Ⅰ地区					
芳賀町		5下高根沢4、下 k沼1、東水沼2 2地区							
野木町	野木町のうち	方若林 I 地区							
塩谷町	塩谷町のうち	っ宿下・宿上 I 地	X						
高根沢町	高根沢町のう	うち太田Ⅱ、寺渡	戸Ⅱ及び平田	地区					
那須町	那須町のうち	5旧黒田、音羽町	Ⅱ及び上川地	X					
那珂川町	那珂川町のう	うち馬頭Ⅸ、馬頭	X、和見V及	び大内I地	区区				

(農村振興課)

栃木県告示第553号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年12月1日から平成28年1月4日まで一般 の縦覧に供する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 真岡那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
	前A	芳賀郡芳賀町大字上稲毛田414-1から 芳賀郡芳賀町大字中柏崎420-8まで	5.6~14.2	1420.0		
61	前B	芳賀郡芳賀町大字上稲毛田414-1から 芳賀郡芳賀町大字中柏崎420-8まで	11.0~31.0	1276.0		
	後	芳賀郡芳賀町大字上稲毛田414-1から 芳賀郡芳賀町大字中柏崎420-8まで	11.0 ~ 31.0	1276.0		

(道路保全課)

公 告

○県政功労者の表彰

平成27年11月27日県政功労者として次の者を表彰したので、栃木県政功労者表彰規程(昭和14年栃木県告示 第22号)第2条の規定により公表する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

被表彰者氏名	居住市町村	被表彰者氏名	居住市町村
三 森 文 徳	那 須 烏 山 市	山 田 美也子	宇 都 宮 市

(人事課)

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量 (修正測量)

2 作業地域

小山市

3 作業期間

平成27年9月29日から平成28年3月25日まで

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、真岡市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量(MMS計測、数値地形図データ更新)

2 作業地域

真岡市認定道路

3 作業期間

平成27年10月28日から平成28年3月22日まで

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業地域

小山市

3 作業期間

平成27年11月18日から同年12月25日まで

○基本測量の終了

平成27年4月24日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)

2 作業地域

宇都宮市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡高根沢町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町

3 作業期間

平成27年4月27日から同年11月6日まで

(監理課)